

原議保存期間	10年(令和13年3月31日まで)
有効期間	一種(令和8年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁交通部長 殿
各道府県警察本部長

警察庁丁規発第82号
令和2年7月31日
警察庁交通局交通規制課長

広告物の道路占用の取扱いに係る交通警察の対応について(通達)

広告物の道路占用の取扱いの内容等及びこれに伴う交通警察の対応については、「広告物の道路占用の取扱いに係る交通警察の対応について」(平成20年4月1日付け警察庁丁規発第19号。以下「旧通達」という。)により実施してきたが、この度、国土交通省において、「地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて」(平成20年3月25日付け国道利第22号道路局長通知。別添1)及び「地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて」(平成20年3月25日付け国道利第24号道路局路政課長通知。以下「24号通知」という。別添2)が改正され、広告物設置の運用実態を踏まえ、24号通知の取扱例に、公共サインに添加する広告物及び路上に設ける変圧器に添加する広告物が追加された。

広告物に係る道路占用の取扱いの内容等及びこれに伴う交通警察の対応は、下記のとおりであるので、その対応に遺憾のないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

また、本通達は国土交通省と協議済みであることを申し添える。

記

1 広告物に係る道路占用の取扱いの内容等

(1) 取扱いに関する基本的な考え方

地方公共団体、公共交通事業者、特定非営利活動法人、商店街組織、自治会その他地域の活動主体等が行う道路環境の向上その他営利を主目的としない活動又は事業であって、それが行われることにより道路利用者の利便性の向上、地域の活性化や賑わいの創出等に寄与するものについて、その活動等の費用が不足し、広告料以外には費用を捻出する手段が他にないなどの場合に、活動に要する費用の一部に広告料を充当するため道路上に

広告物の設置を認めるものであり、具体的な活動等としては、道路の清掃・美化活動、街灯、ベンチ、上屋等の整備又は維持管理、地域活性化のためのイベント等のほか、防災・観光情報等の公共的な情報の発信、防犯活動等が想定されている。

(2) 取扱いの主な内容

ア 対象となる広告物

広告物が設置されることにより歩道の有効幅員が縮小するなど、道路の有する機能が従前に比べ著しく低下することのないよう道路上に設けられている他の工作物等に添加する形態のものであることを原則とされている。

イ 取扱方針の策定

道路交通の安全の確保、良好な道路環境や景観への配慮、まちづくりの方向性との調和、限られた道路空間における実施主体の調整、許可手続の円滑化等を図るため、地域活動等に要する費用への充当を目的とする広告物の占用が予定される区域については、関係する道路管理者、警察署、地方公共団体の屋外広告物担当部署、景観担当部署、まちづくり担当部署等による連絡協議会を開催するなどして、関係機関の合意により当該区域内における広告物の取扱方針を策定することができることとされた。

なお、関係機関の合意形成のため、連絡協議会を設置するかどうかについては、個別具体の事例に関して判断すべきとされた。

ウ バス停留所に設置される上屋に対する広告物の占用許可については、従前どおり、「バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加に係る道路占用の取扱いについて」（平成20年3月25日付け国道利第26号通知。別添3）に基づき取り扱うこととされている。

2 交通警察の対応

広告物に係る道路使用許可の取扱いについては、バス停留所の上屋に添加される広告物に係る道路使用許可も含め、その方針に何ら変更点はないが、今般の国土交通省の通知を踏まえ、次の点に留意すること。

(1) 占用許可との整合性の配慮

道路空間に道路使用許可と道路占用許可の双方が必要な広告物を設置する場合には、道路交通法（昭和35年法律第105号）第79条及び道路法（昭

和27年法律第180号) 第32条第5項に基づく所轄警察署長と道路管理者との協議を要することから、道路使用許可に当たっては、道路占用許可との整合性の確保に配意しつつ、引き続き適正な対応に努めること。

(2) 取扱方針の策定に当たっての対応

ア 連絡協議会への参画

都道府県警察に対し、上記1(2)イの連絡協議会への参画依頼がなされた場合には、同協議会の構成員として都道府県警察が参画することが交通管理上有益であり、広告に係る道路使用許可の関係事務の効率化にも資すると考えられることを踏まえて適切に対応すること。

イ 関係機関との連携

取扱方針の策定に当たっては、必ずしも連絡協議会が開催されるものではないが、関係機関の合意のもとで定めるものとされていることから、関係機関と連携の上、例えば、公共サインや路上変圧器に添加される広告物の設置場所が車道から正対して正面の車道側の壁面となる場合には、車両の運転者に訴求することのないよう、必要な対策について意見を申し入れるなど、24号通知における取扱例と異なるものについては、交通管理上の意見が反映されるよう適切に対応するとともに、必要に応じ当庁に報告・相談すること。

※別添省略